

発議第 1 号


三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。


平成29年3月10日 提出

三宅町議会議長 植村 ケイ子 殿

三宅町議会議員

提出者 衣川喜憲 

賛同者 森内哲也 

賛同者 瀬角清司 

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月19日三宅町条例第20号）  
の一部を改正する条例を次のように改正する。

附則第4項の「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間」を  
「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成29年4月1日より施行する。